年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月、52年10月から53年3月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月

② 昭和52年10月から53年3月まで

③ 昭和57年10月から58年3月まで

当時は店を経営しており、A市の集金人が自宅に来てくれ、妻が夫婦二人 分の国民年金保険料を納付していた。

集金人と相談しながら、未納が無いように国民年金保険料を納付してきた。 最後の集金の時「これで未納はありません。」と言われた記憶があり、ずっ と未納期間は無いと思ってきた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3つの期間で、それぞれ1か月、6か月及び6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①については、社会保険庁の記録から、昭和52年2月において申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日が、50年8月1日から同年7月1日に記録訂正されたことが確認でき、それまで厚生年金保険被保険者期間とされていたものが国民年金の未納期間とされたものであるが、その際に、社会保険事務所から申立人に対して納付書が送付されなかったとは考えられず、納付書の送付を受けながら1か月分の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間②については、申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保 険料を納付していたと主張しているとおり、社会保険庁の記録から、当該申立 期間については妻の保険料は納付済みであること、及び申立人の保険料も当該 申立期間の前後については納付済みであることが確認でき、当該申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、妻が、申立人の申立期間②の保険料を一緒に納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和53年12月から54年10月にかけて、39年1月から同年3月までの期間及び42年8月から43年2月までの期間の国民年金保険料を特例納付により納付しており、それまでの未納期間を解消しようと努めていた状況がうかがわれることから、その際に申立期間①及び②について未納のままにするとは考え難く、特例納付の時点において、申立期間①及び②については納付済みであったと考えるのが自然である。

申立期間③についても、社会保険庁の記録から、当該申立期間直前の昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料が夫婦一緒に納付されていること、及び当該申立期間直後に夫婦一緒に申請免除を受けていることが確認できるところ、申立人の妻は、当該申立期間に係る自らの保険料を、59年3月に過年度納付していることが確認できることから、妻が、申立人の申立期間③の保険料を一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年3月まで

当時は店を経営しており、A市の集金人が自宅に来てくれ、私が夫婦二人 分の国民年金保険料を納付していた。

集金人と相談しながら、未納が無いように国民年金保険料を納付してきた。 最後の集金の時「これで未納はありません。」と言われた記憶があり、ずっ と未納期間は無いと思ってきた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金 の加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかが える。

また、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録から、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、申立期間の前後に夫婦一緒に申請免除を受けており、直前の申請免除を、1年間ではなく9か月の期間(平成9年4月~同年12月)だけ受けていることから、申立期間については免除の申請時点において納付の意思を有していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から40年3月まで

② 昭和40年4月から42年3月まで

申立期間①については、兄がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、 B農協の組合員勘定で私の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、申立期間②については、夫の父親がC農協の組合員勘定で私の国民 年金保険料を納付してくれていた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の兄がA町役場で国民年金の加入手続を行い、B農協の組合員勘定で国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、A町の国民年金被保険者名簿から、申立期間①のうち、昭和38年4月から39年3月までの申立人の国民年金保険料が39年5月7日に納付されていることが確認でき、申立人の兄の国民年金保険料も同期間について同日に納付されていることが確認できる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和38年6月から39年4月の間に払い出されたものと推認されるところ、A町の国民年金被保険者名簿から、申立人の兄の昭和36年度及び37年度の国民年金保険料の納付年月日は、36年10月31日及び37年11月30日であることが確認でき、その時点では、申立人の当該国民年金手帳記号番号は払い出されていないことから、申立期間①のうち、36年度及び37年度の申立人の国民年金保険料を申立人の兄が一緒に納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①における国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は、病気の

あいまい

ため当時の国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、A町の国民年金被保険者名簿では、申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間以外の国民年金保険料は未納とされており、申立人の兄が当該期間以外の申立人の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、申立人の義父がC農協の組合員勘定で 国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、結婚(昭和40年7月)後の昭和42年12月に、新たに国民年金手帳記号番号の払出 しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、その時点 では、申立期間②の国民年金保険料は過年度保険料となるが、農協の組合員 勘定は現年度保険料しか取り扱っていなかったと考えられることから、申立 人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、社会保険庁の記録から、申立人が当該国民年金手帳記号番号で国民年金保険料の納付を開始したのは、昭和42年4月分からであることが確認できるところ、申立人の夫の納付記録も41年4月から42年3月までは未納とされており、申立人と同様に42年4月分から納付されていることを踏まえると、申立人の義父が、申立人夫婦の国民年金保険料の納付を42年4月分から開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間②の国民年金保険料の納付に関与しておらず、 申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は既に死亡し ているため、当時の納付状況等については不明である。

加えて、申立人の義父が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該申立期間の 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和57年 10月から58年6月までの標準報酬月額が32万円になっているとの回答を得 た。

しかし、当時の給与明細を転記したメモを見ると、標準報酬月額が34万円の場合の保険料額が控除されており、社会保険事務所が、標準報酬月額を34万円とするところを間違えて32万円と入力したと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額は、当時の標準報酬月額34万円の場合の額(1万8,020円)であったと主張しており、証拠として申立期間当時の給与明細を転記したメモ(以下、単に「メモ」という。)及び給与振込額が記載された通帳の写しを提出しているところ、メモの記載が、申立期間を含む昭和57年度から59年度までの長期間において一貫して記載されていること、メモに記載されている給与の手取り額(差引額)と通帳に記載された給与振込額が一致していること、及びメモの保険料等の控除の計算に不自然な点が見当たらないことから、メモの記載には信憑性が認められる。

また、社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の申立期間の標準報酬月額は32万円となっていることが確認できるところ、メ

モによれば、申立期間の厚生年金保険料額は1万8,020円であることが確認できることから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が保存されておらず、届け出た標準報酬月額は不明としているが、申立人提出のメモに記載されている保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和57年10月から58年6月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該メモで確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの期間、39 年 11 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで

② 昭和39年11月から40年3月まで

③ 昭和41年4月から42年3月まで

父親がA農協で私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料は、父親が家族の分と一緒にA農協の組合員勘定で納付してくれていたと思う。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親がA農協の組合員勘定で家族の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立期間当時に同居していた申立人の妹(昭和 40 年 8 月に結婚するまで同居)は、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされており、同じく同居していた申立人の姉(昭和 37 年 2 月に結婚するまで同居)にも申立期間①において一部未納期間がある上、昭和 40 年 7 月に結婚した申立人の妻も申立期間③の国民年金保険料が未納とされていることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、申立期間の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、当時、店を経営しており、A市の職員だと思うが、国民年金保険料の集金に来てくれていたので、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫婦一緒に納付していたのに、申立期間について妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の 資格取得年月日から昭和41年1月ころと推認され、その時点では、申立期間 の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳 記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、払出簿から昭和37年1月13日に払い出されたことが確認でき、夫婦で国民年金手帳記号番号の払出時期が異なることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月1日から同年12月10日まで

: ② 昭和51年5月1日から同年12月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社に 勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

当時、従業員は60人くらいおり、自分は大工の仕事や現場作業の仕事に 従事しており、間違いなく働いていたので、申立期間について厚生年金保 険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚の証言及び雇用保険の加入記録(昭和50年5月1日取得~同年12月15日離職)から、申立人が、雇用保険の加入期間において、季節労働者としてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は「昭和50年代は、通年で働いている従業員で長くいる人は厚生年金保険に加入させていたが、季節労働者は加入させていなかった。」と述べており、A社の当時の社会保険事務担当者も「通年雇用の月給制の人が厚生年金保険に加入し、季節雇用の人は雇用保険には加入していたが、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している上、申立人と同様に季節労働者として勤務していた同僚2人は、それぞれ「厚生年金保険に加入していなかった。(当時は、)国民年金保険料を支払っていた。」、「(厚生年金保険に未加入とされていた取扱いについて)知っていた。」と証言している。また、複数の同僚の証言から、当時の同社の従業員数は、少なくとも15人以上(最多で60人程度)であると考えられるところ、

社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間の 被保険者数は最多でも8人であり、当該8人全員の加入期間は1年以上継続 していることが確認できることから、当時、同社では、通年雇用の者だけを 厚生年金保険に加入させ、季節労働者は厚生年金保険に加入させない取扱い をしていたものと推認される。

また、申立期間②について、申立人には、A社とは異なる事業所(B社)における雇用保険の加入記録(昭和51年5月15日取得~同年12月15日離職)が存在している上、事業主や同僚からも、申立人が申立期間において同社で勤務していたことを確認できる証言等は得られなかった。

さらに、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、申立 期間①に係る国民年金保険料については納付又は申請免除の記録となってお り、申立期間②に係る国民年金保険料については納付となっていることが確 認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月16日から39年8月1日まで

私は、昭和37年4月からA事業所で季節雇用として働いていたが、厚生年金保険の加入記録は39年8月からとなっている。しかし、勤務当初から厚生年金保険に加入していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA事業所に係る被保険者名簿には、申立人の被保険者記録(昭和37年4月16日取得~同年12月4日喪失、38年4月15日取得~同年12月1日喪失)が存在しており、申立人が当該期間に、同事業所において季節雇用の従業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人を含め、当該名簿に記載されている者(昭和37年度 の資格取得者244人、38年度の資格取得者234人)のすべてについて、当該名 簿には健康保険の番号だけが記載されており、厚生年金保険の記号番号が記載されていないことが確認できるところ、社会保険庁の管理するオンライン 記録には、これら全員の同事業所における厚生年金保険の加入記録は存在していない。

また、申立人と同様に季節雇用としてA事業所に勤務していた元従業員のうち連絡の取れた者は、「季節雇用の作業員として23年間勤務した。6か月勤務の月雇作業員だったので、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。その後、労働組合が交渉して昭和39年8月から(厚生年金保険に)加入した。」と証言しており、また、別の季節雇用者は、「昭和35年4月から39年12月まで(季節雇用の)定期作業員として勤務した。昭和39年8月に厚生年金保険に加入し証書をもらった。それ以前は、現場定期作業員は厚生年金保険の

適用となっていなかった。」と証言している上、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が記憶していた季節雇用者5人のうち4人については、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付(又は一部免除)しており、当該4人以外にも、同事業所において被保険者の記録がありながら、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付している者が少なくとも18人確認できることを踏まえれば、同事業所では、昭和39年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、季節雇用者については健康保険にだけ加入させ、厚生年金保険に加入させていなかったものと推認され、申立人のみが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間において厚生年金保険に加入し、保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月20日から9年2月1日まで

農業を営んでいたのでアルバイト的に勤務する目的で、平成7年5月にA社と口頭で契約し勤務したが、平成8年5月20日付けで嘱託職員に身分が変更となり、当時の営業部長からは社会保険に加入する旨の説明を受けた。当時、給与は銀行振込であったが、会社から渡された給与明細書では厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

申立期間における勤務形態は、厚生年金保険の加入記録がある平成9年 2月1日以降と変わっておらず、8年5月20日から加入していたと思って いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の雇用契約書等の記載から、申立人は、申立期間の平成8年5月20日に、A社に雇用されたことが確認できる。

しかしながら、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成9年2月1日と決定されていることが確認できるところ、事業主提出の申立人に係る給与明細書の控え(平成8年6月分から9年3月分まで)によれば、申立人の資格取得日(平成9年2月1日)以降の、同年2月分及び3月分の給与明細書には保険料が控除されている旨の記載が確認できる一方で、申立期間に係る平成8年6月分から9年1月分までの給与明細書には厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できないことから、事業主が、資格取得日より前の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと認められる。

また、申立人の国民健康保険の加入状況について、B町から「昭和50年12月1日から平成9年2月1日までB町の国民健康保険に加入している。」との回答を得ており、申立人が申立期間において、健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。